

動物質原料運搬業容器検査更新 審査基準

【事務の根拠等】

動物質原料の運搬等に関する条例（以下「条例」という。） 第八条

運搬業者は、その使用する運搬容器について知事の検査を受けなければならない。

条例 第十条

前条の検査証の有効期間は、当該検査証に表示する年限りとする。

2 運搬業者が、運搬容器を検査証の有効期間満了後引き続き使用しようとするときは、有効期間満了前一月以内に知事の検査を受けなければならない。

【申請書様式】

動物質原料の運搬等に関する条例施行規則 第七条

条例第八条及び第十条第二項の運搬容器の検査を受けようとする者は、別記第四号様式による申請書を提出しなければならない。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

〔法人の場合は、その所在地、
名称及び代表者の職氏名〕

動物質原料運搬容器検査申請書

下記のとおり動物質原料運搬容器の検査を受けたいので、動物質原料の運搬等に関する条例^{第8条}第10条第2項の規定により申請します。

記

容 器 の 形 態	用 材	容 量(立方メートル)	個 数

(日本産業規格A列4番)